

市議会請願・陳情審査状況について

市議会に提出された請願・陳情の審査状況

請願 第1号	義務教育に係る国による財源確保と、30人以下学級の実現をはかり、教育の機会均等と水準の維持向上、並びにゆきとどいた教育の保障に関する請願	令和元年6月11日 提出 令和元年6月20日 付託 令和元年6月21日 審査 令和2年6月12日 審査
審査の結果 : 継続審査（令和元年6月21日） 趣旨採択（令和2年6月12日）		

陳情 第8号	川崎市立南生田中学校の体育館への空調設備・シャワー設備の設置及び、格技室の新設または金工室の格技室への変更（空調設備含む）と外付けトイレ設備・シャワー設備の設置のお願いに関する陳情	令和元年5月16日 提出 令和元年5月20日 付託 令和元年8月2日 現地視察 令和元年8月23日 審査
審査の結果 : 趣旨採択		

請願 第5号	川崎市の図書館の振興にかかわる請願	令和元年10月7日 提出 令和元年10月11日 付託 令和2年2月14日 審査
審査の結果 : 不採択		

陳情 第25号	川崎市立橋高等学校屋外グラウンドの人工芝化に関する陳情	令和元年11月1日 提出 令和元年12月5日 付託 令和2年1月16日 現地視察 令和2年1月30日 審査
審査の結果 : 趣旨採択		

陳情 第39号	定時制教育を充実させるための陳情	令和元年12月16日 提出 令和元年12月18日 付託 令和2年2月13日 審査
審査の結果 : 不採択		

請願 第13号	少人数学級の推進と小学校に英語専科教員の加配を求める請願	令和元年3月17日 提出 令和元年3月19日 付託 令和2年6月12日 審査 令和2年9月9日 取下げ書提出 令和2年10月6日 取下げ承認
審査の結果 取下げ	： 継続審査（令和2年6月12日） ： 承認（令和2年10月6日）	

陳情 第67号	多摩区役所生田出張所仮庁舎に図書館開設を求める陳情	令和2年11月18日 提出 令和2年12月4日 付託 令和3年1月28日 審査
審査の結果	： 不採択	

請願 第20号	子どもたちが安心して学べる少人数学級を求める請願	令和2年12月14日 提出 令和2年12月17日 付託 令和3年2月12日 審査
審査の結果	： 不採択	

陳情 第73号	川崎市の図書館の充実と今後のあり方に関する陳情	令和2年12月15日 提出 令和2年12月17日 付託 令和3年1月28日 審査
審査の結果	： 不採択	

陳情 第80号	コロナ感染症から学校と教育を守ることを求める陳情	令和3年2月12日 提出 令和3年3月2日 付託 令和3年5月26日 審査
審査の結果	： 不採択	

請願 第24号	少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書提出の要請に関する請願	令和3年6月2日 令和3年6月10日 令和3年6月11日	提出 付託 審査
審査の結果 : 不採択			

請願 第27号	川崎市独自の少人数学級推進を求める請願	令和3年12月16日 令和3年12月21日 令和4年1月27日	提出 付託 審査
審査の結果 : 不採択			

陳情 第123号	川崎市電・トロリーバスを復元保存・活用に関する陳情	令和4年5月30日 令和4年6月16日 令和4年9月2日 令和4年10月7日	提出 付託 取下げ書提出 取下げ承認
取下げ : 承認			

請願 第29号	少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書採択の要請に関する請願	令和4年6月7日 令和4年6月16日 令和4年6月17日	提出 付託 審査
審査の結果 : 不採択			

陳情 第131号	市民館・図書館の管理・運営の考え方に関する陳情	令和4年6月24日 令和4年6月29日 令和4年8月26日	提出 付託 審査
審査の結果 : 不採択			

陳情 第132号	「市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）」における図書館への指定管理者制度導入についての陳情	令和4年6月24日 令和4年6月29日 令和4年8月26日	提出 付託 審査
審査の結果 : 不採択			

請願 第34号	川崎市内の園児・児童・生徒の健全な成長、発達、発育のためマスク着用の制限緩和、教育活動及び教育現場の改善を求める請願	令和4年6月27日 提出 令和4年6月29日 付託 令和4年8月31日 審査
審査の結果 : 継続審査		

陳情 第138号	学校におけるマスク着用に関する陳情	令和4年6月28日 提出 令和4年9月14日 付託 審査
審査の結果 :		

陳情 第143号	川崎市教職員待遇改善に関する陳情	令和4年9月5日 提出 令和4年9月14日 付託 審査
審査の結果 :		

陳情第123号

令和4年 5月30日

川崎市議会議長 橋 本 勝 様

宮前区在住者

川崎市電・トロリーバスを復元保存・活用に関する陳情

陳 情 の 要 旨

現在建設中の市役所新庁舎の敷地内に、かつて本市交通局で、戦後の復興や市民の足として活躍したトロリーバス（高津区二子塚公園にて保存）と市電（川崎区桜川公園にて保存）を復元保存し、歴史的・文化遺産として次世代へ継承していくことを目的として陳情するものです。

陳 情 の 理 由

1 整備後の効果

- (1) 市制100周年を記念して、川崎市役所新庁舎内に川崎市民が他市に誇れる新しいモニュメントができます。
- (2) 市電やトロリーバスは二酸化炭素を排出しない交通機関であり、脱炭素先行地域や川崎市地球温暖化対策推進実施計画等の施策推進のシンボルとして広報や環境教育に役立つものです。
- (3) かつて市役所の近くを走っていた市電やトロリーバスを歴史的遺産としてゆかりある場所に保存・展示し、さらにイベント等を開催することにより新たな観光資源として集客や本市の知名度・イメージアップにつながります。
- (4) 市民ミュージアムが被災した中でその機能の一部を川崎駅至近という交通利便性の高い場所に歴史的な遺産を保全・公開することに意義があり、本市の文化財として指定する価値があります。

2 川崎市電・トロリーバスの歴史と現状

(1) 川崎市電

川崎市電は戦争末期1944年（昭和19年）10月14日に開業しました。戦争中の大空襲で壊滅状態となりましたが、戦争の終結とともにいち早く復旧しました。戦後は臨海部の会社や工場の復興も進み、乗客も増加していきました。1945年度（昭和20年度）に1日平均9,300人だった乗客は、ピークの1961年（昭和36年）には35,600人となり、営業キロ6.95キロメートル、在庫車両16両、年間走行キロ84万キロメートルとなりました。この頃、臨海部には石油コンビナートも登場しています。高度経済成長が続いていた頃は、3線式で貨物輸送も行われ、工業都市川崎の発展の一翼を担いました。その後、臨海交通の中心は自動車に移り、市電はその機能を次第に低下させていきました。

そして、1969年（昭和44年）3月31日に歴史的使命を終えました。

1969年度（昭和44年度）に開園された桜川公園の一隅に、廃止された川崎市電の代表車両として702号を設置し、市民来園者の休憩施設に利用されてきましたが、海にも近く野ざらしで車体の腐食や破損がひどくなり、施設の使用に耐えられない状態になりました。旧川崎市電の現存する唯一の車両という歴史的価値観から、各方面から復元保存の声が高まりました。1978年度（昭和53年度）当時、伊藤三郎市長が、環境保全局（島村龍蔵局長）の予算で車両復元と同格納庫を建設する答弁をされ、復元工事を行った前例があります（約1,250万円）。

1978年（昭和53年）に保存館が建設されましたが、外から見えないため2001年（平成13年）に撤去され、現在は屋根付きで屋外に保存されております。残念ながら川崎駅からも遠く、広く市民に知られておりません。

(2) トロリーバス

川崎市営トロリーバスは、東京都・横浜市よりいち早く、戦後東日本で初めて走り、1967年（昭和42年）当時にはトロリーバスは19両ありました。1951年（昭和26年）から1967年（昭和42年）まで、川崎駅から水江町まで7.3キロの路線は、同様に本市と臨海部を結んだ市電と共に、本市の工業都市の復興に大いに貢献しました。車体中央部から突き出したウサギの耳のような2本のポールが特徴で、道路上に張られた架線から電気を取って走

行しました。「トロバス」と呼ばれて市民に親しまれ、満員の「トロバス」が、架線とポールの上に火花を飛び散らしながら疾走する姿は、正に躍進する川崎の姿そのものでもありました。

廃止後は4両のトロリーバス（700型）は、横浜市営バスへ移り現役を継続した車両もありましたが、本市内では南平台連合自治会や明石穂団地で児童図書館や二子第5町会の母親クラブや集会場にて利用されるものもありました。現存する車両は高津区二子塚公園（高津区二子6丁目1-11）に残る104号1両です。数年前までは開放展示されていましたが、現在は老朽化が進み、仮囲いにて閉鎖されている状況です。

高津区道路公園センター及び交通局運輸課に問合せしたところ、当時の記録は残っておらず、川崎市営の街区公園がトロリーバスに占有されているため、所有者に対して撤去の要請をしているとのことで、公園としてもほとんど機能していない状況にあります。

3 参考事例の紹介（本市・他市）

(1) 本市他の施設

ア 宮前区宮崎台駅前にある東急「電車とバスの博物館」

電車やバスが保存されており、路面電車（200形）やバス2両が室内に保存されています。

イ 渋谷駅前にあった「青ガエル」東急5000系

現在は大館市に移転されたものの、当時は駅前広場のシンボルとして親しまれていました。

ウ 川崎区田島町にある「SOMPOケア ラヴィーレ浜川崎」

市電通りに面している民間施設の1階に川崎市電の歴史や写真が掲示されています。

(2) 横浜市役所庁舎内の壁面に横浜市交通局100年の歴史や写真が展示されています。

(3) 京都市内の施設「梅小路公園 市電ひろば」

保存車両6両のほか、市電カフェや鉄道グッズショップがあり、手作り市のイベントも開催され、多くの市民や観光客に親しまれています。

(4) 大阪市・大阪メトロ（旧大阪市交通局）森之宮検車場市電保存庫に市電

とトロリーバスが保存されており、2014年（平成26年）に大阪市の指定文化財に指定され不定期イベントで公開されています。

(5) 長野県大町市（人口2万7,000人）のトロリーバス保存事例

1964年（昭和39年）～2018年（平成30年）まで立山黒部アルペンルートのうち、扇沢駅（大町市）と黒部ダム間にトロリーバスが走っていました。2018年（平成30年）11月30日にラストラン後、電気バスに置き換えられ車両は廃車される予定でした。しかしながら、最後の1両が解体会社に残されていることが分かり、大町市は歴史や文化の象徴として保存すべきと決めました。しかしながら財政状況が厳しいため、ふるさと納税を活用したクラウドファンディングを試み、目標金額を達成して、無事扇沢駅近くにあるトロバス記念館に保存することができました。私は2021年（令和3年）8月1日のトロバースデーというイベントに参加し、翌8月2日に大町市役所を訪問し、当時の担当者から保存に至る貴重なお話を伺うことができました。

4 本市における今後の課題

- (1) 計画案の検討・作成
- (2) 資金計画・予算化、設計変更と諸手続
- (3) 現在地からの移転と跡地の活用策（桜川公園、二子塚公園）
- (4) 車両の復元工事（市電・トロリーバス）
- (5) 維持管理・活用と市民参加（ボランティア団体の設立）

5 整備後のイメージ

- (1) 市民の憩いの場
- (2) 社会教育・環境教育の場としての活用
- (3) 市民参加で様々なイベントを開催することによって、集客や新たな観光資源となる。
- (4) ボランティアを立ち上げ、市民参加で維持管理や活用を図っていく。
- (5) トロリーバスを動態保存した場合、更に広がる可能性

架線集電で走行させることはできませんが、復元車両の動力を燃料電池（燃料は水素）とすれば一般道路でも走行が可能となり、各種のイベントや環境先進都市として本市のPRに活用できれば、全国的にも注目される

ものと思います。

陳情第131号

令和4年 6月24日

川崎市議会議長 橋 本 勝 様

麻生区在住者

ほか 105名

市民館・図書館の管理・運営の考え方に関する陳情

陳 情 の 要 旨

指定管理者制度の導入を趣旨とする「市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）」は、「中間とりまとめ」から内容が大きく変わっていて、理解できません。

本市の全ての市民に向けて、丁寧な説明会を行うこと。

陳 情 の 理 由

本市は、5月26日の文教委員会で「市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）」を報告し、市民館全館、図書館（12館中8館）への指定管理者制度導入の方向を示しました。

しかし、これは3月～4月に説明が行われた中間とりまとめからは想像できない、飛躍した内容になっています。しかも、「市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）」の公表から間を置かずに6月1日からパブリックコメントの募集を開始したのは、あまりに拙速で乱暴です。

中間とりまとめからこの案に至ったプロセスを、市民館・図書館の利用者である本市の全ての市民に向けて公開し、市民が納得できるよう疑問に答えた上で、パブリックコメントの募集を行うべきです。

陳情第132号

令和4年 6月24日

川崎市議会議長 橋 本 勝 様

川崎区在住者

ほか 109名

「市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）」における図書館への
指定管理者制度導入についての陳情

陳 情 の 要 旨

- 1 指定管理者制度の導入を趣旨とする「市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）」は、拙速に導入せず、市民参加で十分な議論をし、市民へ周知徹底されるように丁寧な説明手続を踏むこと。
- 2 本市の図書館の充実・発展を目指すため、指定管理者制度導入ではなく図書館法の趣旨をいかした「図書館計画」の再構築を目指すこと。

陳 情 の 理 由

本市は「市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）」を5月26日の文教委員会に提出し、指定管理者制度導入を明らかにしました。

しかし、「市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）」は、利用者・市民には丁寧な説明がなされておらず、理解されていません。また、その趣旨には、以下のように多くの課題が含まれていると考えます。

- 1 2003年（平成15年）の地方自治法の一部改正で指定管理者制度が創設されて以来、各分野で指定管理者制度の導入が進む一方で、図書館では多くの問題が指摘されています。
 - (1) 文部（文部科学）大臣の国会答弁、総務大臣通知、日本図書館協会を始め図書館関係団体からの見解、2008年（平成20年）社会教育法改正時の衆・参両議院の附帯決議など、指定管理者制度導入による弊害について、法の

主旨に反すると注意喚起されています。

- (2) 指定管理者制度では、初めは利用が伸びても年月がたつにつれて減少し、管理料が上がる傾向があり、指定管理者制度から直営に戻った館もあります。
 - (3) 指定管理者が利益を上げるためには、無料の原則の図書館では難しく、業者の裁量で決める職員の賃金が抑えられる傾向にあり、ワーキングプアの温床と言われています。
 - (4) 指定管理者制度は、指定期間ごとに指定管理会社が変わる可能性があり、司書が配置されても継続して働ける補償はなく、司書としての研さんが積みません。
 - (5) 図書館への指定管理の導入は、正規の職員や司書の減員につながり、図書館の公共性やこれまで蓄積してきた知識や運営理念の継承が危ぶまれます。
 - (6) 直営館が指定管理館のチェック体制を取り図書館の公共性を担保するとありますが、正規職員は自分の図書館と指定管理の図書館の両方を管理することになり、過重な負担となります。
 - (7) 図書館の重要な任務である「図書館の自由に関する宣言」、「図書館員の倫理綱領」が、指定管理の図書館で実現するとは考えられません。
 - (8) 図書館が今まで培ってきた市民との信頼や地域とのつながりを引き継ぐことは、指定管理業者ではできません。
 - (9) 本市の公共図書館とボランティアの協力関係は、指定管理者制度に移行すると、民間会社に奉仕する関係となり、本来のボランティアの意図にそぐわなくなります。
- 2 図書館は市民の知る権利、学ぶ権利を保障し、学校と並ぶ教育機関として国民の教育と文化の発展に寄与することを目的として設置し独自に運営すると、法律で規定しています。

このように、指定管理者制度の導入は、「図書館の設置目的を効果的に達成する」ことにはなりません。よって指定管理者制度の導入には慎重な審議が必要で、その過程は市民にも公開し、市民が討議に参加できる場を確保することが必要です。

請願第 34号

令和4年 6月27日

川崎市議会議長 橋 本 勝 様

中原区

みんなの愛と笑顔を繋ぐ会

ほか 310名

川崎市内の園児・児童・生徒の健全な成長、発達、発育のためマスク着用の制限緩和、教育活動及び教育現場の改善を求める請願

請 願 の 要 旨

- 1 川崎市教育委員会のホームページにある「学校におけるマスクの着用について」の記載項目を、市内全ての学校で徹底することを要望します。マスクを常時着用するのではなく、教育活動の様態や児童生徒の様子などを踏まえて、臨機応変に対応してください。なお、今後も教育委員会から感染症対策の緩和の通知等があった場合は、学校独自に解釈や変更をすることなく、通知等の文面のまま周知してください。
- 2 身体的、精神的及び発達上の問題などでマスク着用ができない園児・児童・生徒がいること、また常時マスクを着用することに対し不安や不快、不調を感じる園児・児童・生徒そして保護者の意思を尊重し、市内全ての子ども、保護者、学校長、教職員に周知してください。また、上記の理由などでマスクを着用していない園児・児童・生徒に対して差別や圧力が生じることがないように指導してください。

請 願 の 理 由

新型コロナウイルス感染症対策が始まって2年以上が過ぎました。その間、市民は行動の自粛など様々な制限を受けたことで、日常生活や経済活動におい

て大きな影響を受けてきました。その中で世の中の制限が緩和されたり、緊急事態宣言やまん延防止措置の解除がされたりしようとも、子どもたちは全く変わらずに厳しい制限を課され、マスクや黙食、行事の延期や中止、縮小を強いられたままになっています。

この2年で未知の病であった新型コロナウイルス感染症について、多くのことが分かってきた今、マスクのリスク等が連日報道されるようになりました。しかし、2年以上マスク着用を言い続けられてきた子どもたちは、友達からの指摘、教職員から怒られてしまう経験を繰り返すうち、例えば熱中症のリスクがあるような場合でも、マスクを外せない状況下にあることも分かってきました。

また、園や学校によっては、マスクに関する通達がなかったり、保護者や子どもの意見を聞き入れずに独自のルールを実質強制したりするような場所も、まだまだ存在しています。

全ての子どもたちに最善の環境を、そして多様性を認めお互いの意見を尊重し、マスクは苦しいと言える環境や現場になってほしいとの思いで、お願いいたします。

紹介議員

矢	沢	孝	雄
宗	田	裕	之
河	野	ゆ	かり
岩	隈	千	尋
三	宅	隆	介
吉	沢	章	子
松	川	正	二郎
重	富	達	也

陳情第138号

令和4年 6月28日

川崎市議会議長 橋 本 勝 様

多摩区在住者

学校におけるマスク着用に関する陳情

陳 情 の 要 旨

学校において、児童・生徒だけではなく、教職員、保護者についてもマスクを外すことを前提とすることをお願いいたします。

マスクを外すのは、運動中・登下校時、身体的距離が確保できるときという条件の下ではなく、学校生活全般において、マスクを着用しないことを求めます。

陳 情 の 理 由

新型コロナウイルス感染症が発生してからの2年以上、学校において、児童・生徒、教職員、保護者はマスクの着用を義務付けられてきました。

令和4年6月10日付けで、文部科学省より各都道府県教育委員会などに対し、運動中や登下校時はマスクを外すように指導を徹底することを求める通達が出されていますが、その後の登下校時の児童・生徒たちの状況を知るべく、学区内の通学路を回ったところ、気温の高い日でも数人の児童が顎にマスクをかけている以外は、皆一様にマスクを着用していました。

長い期間、マスクを着用するように言われ、それが当然になってしまった児童・生徒は、苦しいと感じていたとしても、マスクを容易に外すことができなくなっているようです。

「もうずっとマスクをしているから、マスクを外した顔を友達に見られたくない」と言う児童・生徒も多数存在し、マスクを外すことに抵抗や不安を感じているようです。

マスクを着用することで起こる弊害については、多くの専門家も警鐘を鳴らしています。

マスク着用により息苦しくなることで口呼吸になると、汚れた空気が加温されることなく気道を通り肺へ直接送られるため、感染症にかかりやすくなり、免疫も下がってしまいます。

また、口内細菌が増加することで、誤えん性肺炎になる危険性も高まります。

さらに、酸素の摂取量が減少する口呼吸では、脳に十分な酸素が供給されず、集中力も低下します。

既に危険視されている熱中症についても、既に30度を超える暑さの日も増えてきており、そのような環境の下で、児童・生徒がマスクを外せないという状況は、とても危険です。

令和4年6月8日には、気温が21.8度とそれほど高くない日にも関わらず、兵庫県で児童が救急搬送されていますが、このこともマスク着用が無関係であるとは思えません。

また、マスクを着用し続けると、マスクが湿り雑菌が繁殖するため、とても不衛生です。

以上のことから、マスクを着用することで、かえって不健康な状態を招いてしまうのであれば、マスクを着用する必要性が感じられません。

感染症予防対策も大切ではありますが、学校において最も大切なことは、児童・生徒の心身の健康と安全を守ることではないでしょうか。

新型コロナウイルスの感染状況を確認しますと、10代とそれ以下の年齢層では、死亡者数も重症者数もごく僅かであり、このことから、過度な感染症対策は不要ではないかと思われます。

また、新型コロナウイルス感染症は、感染する人もいればそうでない人もいて、症状の程度も人それぞれ違います。これについては、年齢も関係しているとは思いますが、それ以上に個人の免疫や生活習慣といったものに左右されるのではないのでしょうか。マスクの着用や除菌、身体的距離の確保だけが感染症対策ではないと思います。

本来学校は、児童・生徒が貴重な体験をしながら多くのことを習得し、成長できる大切な場であるはずですが、子どもがほとんど重症化することもない感

染症のために、在学中にしか経験できない行事などが中止または縮小になり、多くの制限を掛けられ、学校で出会う友達や先生の表情全てを見ることもできず、給食やお弁当の時間に会話もできないことは、児童・生徒の心身の負担が大きく、健全に成長する機会を奪われていると思えてなりません。

2年以上、マスク着用を義務付けられた児童・生徒に対し、教員が「マスクを外しましょう」と伝える程度では、マスクを外すことは難しいと思います。教員がマスクを着用していたら、なおさらです。

また、マスクを外してよいのは、会話をしないときや身体的距離が確保できるときといった条件付きのものにしてしまうと、児童・生徒がマスクを外すことは難しくなると考えられます。

児童・生徒の心身の健康と安全を守り、学校生活を純粋に楽しんでもらうために、まずは大人である教職員・保護者がマスクを外し、マスク着用の危険性を伝えていくことが大切だと思います。

運動中や登下校時、身体的距離が確保できるときといった条件の下ではなく、学校生活全般において児童・生徒はもちろん、教職員、保護者もマスクを外すことを前提とするよう、お願いいたします。

陳情第143号

令和4年 9月 5日

川崎市議会議長 橋 本 勝 様

中原区在住者

川崎市教職員待遇改善に関する陳情

陳 情 の 要 旨

教職員はその職務の特殊性から、一般的な時間外勤務手当は支払われていませんが、しかしながら教職員の平均時間外勤務時間（拘束時間を指します）の長さを鑑みるに、時間外勤務の短縮だけをもって働き方改革とせず、教職員の時間外拘束時間に対する一定程度の手当の支払を求めたいと思います。

教職員とは川崎市教職員を指します。

陳 情 の 理 由

現行法である、いわゆる給特法に基づけば、判例にも示されているとおり、労基法との法解釈の結果として一般的な時間外勤務手当を支払うものではないとの判断に至っているわけですが、この結果として一部の教職員の士気の低下や、時間外手当がなくとも精力的に労働するべきと考えている教職員とそうではない考えの教職員との間のあつれきが生じていると散見されます。この事態は、長期的視点に立てば教職業の労働力と質の確保に対する悪影響を及ぼしていると考えられます。教職員全体の年齢構成の歪さを見れば、その影響は既に表面化しつつある可能性があるともいえ、また、年齢構成的に弱年齢層がより長時間労働を強いられている傾向があるにも関わらず、それに対する賃金的補償は基本的にないのです。この現状を見るに、将来的に教職員を目指すであろう若者たちが、教職の現状・未来に対して不安感を持つであろうことは、恐らく疑いようがないところだと思われます。

よって、教職員人員の長期的安定確保の観点から、一定の賃金的補償が必要

と考えます。

給特法の取扱いに関して自治体として積極的に判例に背くことは考えにくいのですから、一般的な時間外勤務手当を支払うという考えからは独立した形で特別手当を支給することを提案いたします。

一案としては、職場に拘束した事実に対しての一定程度の補償ということで、「拘束時間調整」のような定義をすることですが、従来の発想にこだわらずに適切な手当を考慮いただきたいと思います。現行法からの判例で示されているとおり、自発的行動と指示された行動は不可分であるとの理解であるとは思いますが、常識的に考えれば自発的行動のみが拘束時間の100%であることは想像しがたく、かつ給特法の調整額4%は現実としての時間外勤務時間の長さに相応しているとは思えません。

ですので、現実の時間外拘束時間に対し常識的な一定程度の割合を労働したとみなして、特別手当として支給することが妥当だと考えます。蛇足ではありますが、子供も持つ一人の親として、教育界の持続可能でかつ健全な発展を心から望むものです。